

(1) 大倉山観梅会実行委員会役員及び委員について

大倉山観梅会実行委員会会則では、役員任期は2年となっており、今年が改選の年となっております。

会長、副会長、会計については、会則で定める団体の長の方をお願いすることとなっております。そこで次の案のとおり、新役員をお諮りいたします。

また、監事につきましては、委員の互選により選出することとなっております。

令和6年度新役員

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属団体名	役職
会長	中森 伸明	港北観光協会	会長
副会長	高橋 静明	大曾根自治連合会	会長
副会長	竹崎 理浩	大倉山地区連合町会	会長
会計	山田 浩之	大倉山商店街振興組合	理事長

令和6年度委員 (役員除く)

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属団体名	役職
監事	鈴木 浩一	港北区酒販組合	会長代理
監事	江田 隆夫	大曾根商店街商店会	会長
委員	相沢 一夫	高田町連合町内会	会長
委員	青 博孝	日吉地区連合町内会	会長
委員	尾出 清和	新羽町連合町内会	会長
委員	金子 清隆	菊名地区連合町内会	会長
委員	川島 武俊	篠原地区連合自治会	会長
委員	小泉 亨	樽町連合町内会	会長
委員	佐藤 誠三	綱島地区連合自治会	会長
委員	末永 佑己	新吉田連合町内会	会長
委員	鈴木 大成	師岡地区連合町内会	会長
委員	関 治美	新吉田あすなろ連合町内会	会長
委員	牧 義一	城郷地区連合町内会	会長
委員	田辺 義明	大倉山商店街振興組合	副理事長
委員	高橋 勲夫	大倉山エルムフォトクラブ	事務局長
顧問	竹下 幸紀	港北区長	

第36回大倉山観梅会事業報告書

1 開催日

令和6年2月23日（祝・金）～2月24日（土）の2日間
午前10時から午後3時まで

2 会 場

大倉山公園内・大倉山記念館

3 主 催

大倉山観梅会実行委員会

4 後援団体

港北区役所・港北観光協会

5 来場者数

約5万5千人

6 事業概要

（1）開会式

日 時：令和6年2月23日（祝・金）午前10時から10時30分まで

会 場：梅林内ステージ近く

内 容：主催者、来賓あいさつ（実行委員会会長、港北区長、港北区連
合町内会長、区選出議員代表）

（2）梅林内ステージイベント

<令和6年2月23日（祝・金）> ※雨天により、全て中止

- ・大曾根小学校（南中ソーラン節）
- ・和太鼓ユニット三色だんご（和太鼓）
- ・菊名子供囃子（獅子舞・手踊）
- ・渡嘉敷流花岡尚子琉舞道場（琉球舞踊）
- ・大曾根夢太鼓どどん鼓（和太鼓）
- ・大綱中学校（合唱）

<令和6年2月24日（土）>

- ・港北三曲会（箏・尺八等の演奏）
- ・港北芸能協会（日本舞踊）



(3) 販売

日 時：両日共 開催時間内（午前 10 時から午後 3 時まで）

場 所：梅林内・記念館前

内 容：梅酒「梅の薫」の販売
飲食物・甘酒等の販売

協 力：地元商店街（大倉山・大曾根両商店街等）



(4) 野点（のだて）

日 時：令和 6 年 2 月 24 日（土）※23 日（祝・金）は雨天により中止
午前 11 時頃からチケット販売終了時まで

場 所：梅林内本部テント前会場

協 力：英理女子学院高等学校 茶道部



(5) 国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）との連携

- ・ステージやパンフレット等への広告
- ・企業と連携した園芸品販売
- ・花のポット配布
- ・ブース設置 等



(6) 梅の植樹

日 時：令和 6 年 2 月 8 日（木）

場 所：大倉山公園梅林内

内 容：大曽根保育園の 29 名の園児の皆様とともに、10 本の梅の植樹を行いました。



6 事業広報

- ・ポスターの掲示
- ・広報よこはま港北区版に掲載
2月号（観梅会・写真コンテストのPR）
- ・港北区ホームページでの紹介
- ・雑誌、タウン誌、ケーブルテレビ、インターネット広報などに情報提供

7 その他

「こうほく梅の写真コンテスト」写真展

日 時：令和6年2月20日（火）から令和6年2月26日（月）
午前10時から午後5時まで（初日は午後1時～）

場 所：大倉山記念館ギャラリー

内 容：「2023 こうほく梅の写真コンテスト」入選作品の展示

協 力：大倉山エルムフォトクラブ

令和5年度大倉山観梅会収支決算書

総収入	3,598,155 円
総支出	3,532,190 円
差引	65,965 円 ※区へ戻入

収入の部

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	説明
港北区補助金	1,650,000	1,650,000	0	
港北観光協会補助金	500,000	250,000	▲ 250,000	
園芸博覧会補助金	800,000	800,000		
雑収入	840,000	898,155	58,155	協賛金(640,000円)、ブース負担金(142,150円)、祝い金(116,000円)、利息(5円)
合 計	3,790,000	3,598,155	▲ 191,845	


支出の部

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(A-B)	説明
観梅会開催運営費	3,313,000	2,987,790	325,210	
(1)報償費	20,000	20,000	0	出演者謝金(三曲会)
(2)消耗品費	<u>30,000</u>	20,658	9,342	当日消耗品費(トイレトーパー、ラップ等)
(3)食糧費	10,000	15,897	▲ 5,897	弁当(三曲会8名分、環境推進委員12名×2日:15,897円)
(4)委託費	<u>3,100,000</u>	2,799,215	300,785	設営委託費(2,449,678円)、警備委託費(260,480円)、廃棄物処理費(87,857円)、収入印紙(1,200円)
(5)使用料及び賃借料	13,000	11,560	1,440	公園一時占用料(協賛看板掲示用)
(6)諸費	<u>140,000</u>	120,460	19,540	協賛企業への御礼品代等(お酒は開会式用梅酒とお祝い金の御礼用:58,800円)、法被クリーニング代(7,150円)、保険料(54,510円)
広報費	420,000	508,760	▲ 88,760	
(1)印刷費	420,000	508,760	▲ 88,760	A4ポスター(99,440円)、当日プログラム(198,660円)、園芸博覧会グッズ作成(210,660円)
事務費	10,000	0	10,000	
(1)通信運搬費	5,000	0	5,000	
(2)消耗品費	5,000	0	5,000	
予備費	47,000	35,640	11,360	梅の苗木の購入(35,640円)
合 計	3,790,000	3,532,190	257,810	

令和5年度監査報告書

令和5年度大倉山観梅会実行委員会の収入支出にかかる
帳簿及び証書等を監査したところ、適正に執行されていたこと
を認めます。

令和6年3月31日

監事 江田 隆夫 

監事 鈴木 保幸 

(5) 令和6年度事業計画

1 開催日

令和7年2月22日(土)・23(日)

午前10時から午後3時まで

2 会場

大倉山公園・大倉山記念館

3 主催

大倉山観梅会実行委員会

4 後援団体

港北区役所・港北観光協会

5 事業概要

(1) 開会式

日時：令和7年2月22日(土) 午前10時から10時30分まで

会場：梅林内本部前

内容：主催者、来賓あいさつ(実行委員会会長、港北区長、港北区連合町内会長、区選出議員代表)

(2) 梅林内ステージイベント

ア 令和7年2月22日(土)

《団体によるステージ》

演奏や踊り

- ・近隣の幼稚園や保育園、小中学校の園児や児童生徒による踊りや合唱
- ・地域団体による演奏や踊り

イ 令和7年2月23日(日)

《依頼団体によるステージ》

- ・港北芸能協会による日本舞踊
- ・港北三曲会による演奏 等

※ステージの設営を見直す予定です。

(3) 販売

日時：両日共 開催時間内(午前10時から午後3時まで)

場所：梅林内・記念館前

内容：梅酒「梅の薫」の販売(※試飲も可)

園芸品販売

飲食物・甘酒等の販売

協 力：地元商店街（大倉山・大曾根両商店街等）
園芸品販売の企業等（新規）

（４）野点（のだて）

英理女子学院茶道部によるおもてなし

（５）国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）との更なる連携・機運醸成

- ・ステージやパンフレット等への広告
- ・企業と連携した園芸品販売
- ・記念品配布
- ・会場内 PR スポットを回遊する企画
- ・ブース設置 等

6 事業広報

- ・ポスターの掲示
- ・広報よこはま港北区版に掲載
2月号（観梅会・写真コンテストのPR）
- ・港北区ホームページでの紹介
- ・雑誌、タウン誌、ケーブルテレビ、インターネット広報などに情報提供
- ・国際園芸博覧会推進広報（会場内の広告、記念品配布、ブース設置）

7 その他

「こうほく梅の写真コンテスト」写真展

日 時：令和7年2月18日（火）から令和7年2月24日（月）
午前10時から午後5時まで（初日は午後1時～）

場 所：大倉山記念館ギャラリー

内 容：「2024 こうほく梅の写真コンテスト」入選作品の展示

協 力：大倉山エルムフォトクラブ

(6) 令和6年度 大倉山観梅会実行委員会 予算

総収入	2,990,000 円
総支出	2,990,000 円
差引	0 円

収入の部

項目	R5予算額(A)	R5決算額(B)	R6予算額(C)	前年度予算との比較 (C-A)	前年度決算との比較 (C-B)	説明
港北区補助金	1,650,000	1,650,000	1,650,000	0	0	
港北観光協会補助金	500,000	250,000	500,000	0	250,000	
園芸博覧会補助金	800,000	800,000	0	▲ 800,000	▲ 800,000	
その他	840,000	898,155	840,000	0	▲ 58,155	協賛金、ブース負担金、祝い金、利息
合 計	3,790,000	3,598,155	2,990,000	▲ 800,000	▲ 608,155	

支出の部

項目	R5予算額(A)	R5決算額(B)	R6予算案(C)	前年度予算との比較 (C-A)	前年度決算との比較 (C-B)	説明
観梅会開催運営費	3,313,000	2,987,790	2,674,560	▲ 638,440	▲ 313,230	
(1)報償費	20,000	20,000	20,000	0	0	出演者謝金(三曲会)
(2)消耗品費	30,000	20,658	30,000	0	9,342	当日消耗品費(トイレトーパー、カップ等)
(3)食糧費	10,000	15,897	15,000	5,000	▲ 897	弁当等
(4)委託費	3,100,000	2,799,215	2,458,000	▲ 642,000	▲ 341,215	設営委託費(2,110,000 円)、警備委託費(260,000 円)、廃棄物処理費(88,000 円)
(5)使用料及び賃借料	13,000	11,560	11,560	▲ 1,440	0	公園一時占用料(協賛看板掲示用)
(6)諸費	140,000	120,460	140,000	0	19,540	協賛企業への御礼品代等(お酒は開会式用梅酒とお祝い金の御礼用等)、法被クリーニング代、保険料(70,000 円)
広報費	420,000	508,760	250,000	▲ 170,000	▲ 258,760	
(1)印刷費	420,000	508,760	250,000	▲ 170,000	▲ 258,760	A4ポスター(100,000 円)、当日プログラム(150,000 円)
事務費	10,000	0	10,000	0	10,000	
(1)通信運搬費	5,000	0	5,000	0	5,000	郵券代(契約書送付レターバック)等
(2)消耗品費	5,000	0	5,000	0	5,000	
予備費	47,000	35,640	55,440	8,440	19,800	
合 計	3,790,000	3,532,190	2,990,000	▲ 800,000	▲ 542,190	

大倉山観梅会実行委員会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、大倉山観梅会実行委員会と称し、事務所を港北区役所内におく。

(目的)

第2条 この会は、区内名所の一つである大倉山公園梅林を広く紹介するとともに、市内外から観梅客を誘致し港北区の観光振興を図るために大倉山観梅会を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 大倉山観梅会の企画・運営
- 2 その他この会の目的達成上必要と認めた事業

第2章 委員

(委員)

第4条 この会は、第2条の目的達成に賛同する委員をもって組織する。

(加入及び脱退)

第5条 この会への加入及び脱退は自由とする。

第3章 役員及び職員

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 (港北観光協会会長)
- 2 副会長 2名 (大倉山地区連合町会会長及び大曾根自治連合会会長)
- 3 会計 1名 (大倉山商店街振興組合理事長)
- 4 監事 2名

なお、監事は委員の互選により選出するものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。但し再選は妨げない。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。なお、団体の代表者である委員が、当該団体の代表者の職を辞したときは、委員を自動的に解任され、新代表者が新たに委員に就任するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は会を代表して会務を総理し、会議を招集してその議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。監事は会計を監査する。

(顧問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。顧問は、会議の同意を得て会長が委嘱する。この会の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 会議は毎年1回開催する。なお、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(会議の付議事項)

第12条 会議には次の事項を付議する。

- 1 会則の変更
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 事業報告及び収支決算
- 4 その他会議の議決を要する事項

第5章 会計

(経費)

第13条 この会の経費は、区補助金・港北観光協会事業費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査)

第15条 監事は、必要に応じて会計を監査し、会に報告しなければならない。

(監査の承認)

第16条 会長は、前条の書類を委員会に提出しその承認を受けなければならない。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

この会則は、平成15年6月30日から施行する。

平成10年12月1日施行の会則は、廃止する。